

令和7年3月分（1件）

①【建設環境部環境課一般廃棄物係の対応について】

内容	先日、建設環境部環境課一般廃棄物係の方に粗大ゴミ回収先の連絡を電話で致しました。家庭ゴミなのですが、私の住所も聞かず、事情も詳しく聞くことなく「法律違反だ」「清掃センターに出せ」など言われ、決めつけられました。その前に、清掃センターに確認したところ清掃センターでは、個人の持ち込みは行っていないとのことでした。行政で連携も取れておらず、しまいには「法律違反扱い」されたことに不満です。こちらは、住民税もお支払いしているのに住民の受けられる対応を、してもらえなかったということになりますよね。どうなっているのでしょうか。お聞きしたいです。 【R7.3.25受理】
回答	お手紙を拝見いたしました。ご指摘のとおり、行政にとって部署間での連携は極めて重要であると認識しております。環境課においては、市民の皆様から、さまざまなごみの捨て方に関するご質問を受けており、不法投棄などの法律違反に該当し得る行為の例をご紹介したり、過去の事例に基づいた見解をお伝えすることがございます。今回、担当課職員との会話の中で、不満を感じられたとのことで、電話対応に関して至らぬ点がありましたことを、お詫び申し上げます。ご指摘された対応については、担当課がお問合せの内容を正確に把握できなかったものと推察いたしますので、ご相談の詳しい内容を改めて正確に把握させていただき、粗大ごみの回収方法について担当課からご説明させていただきたいと考えております。そのため、大変恐縮ですが、担当課からご連絡させていただくことをご了承いただければ幸いです。なお、「清掃センターでは、個人の持ち込みは行っていないとのことでした。」、とのことでございますが、環境センターでは、個人・法人を問わず、施設での処理が可能な限り、一般廃棄物の排出者ご本人や許可業者によるゴミの持ち込みをお受けしております。このたびはご不快な思いをおかけし、大変申し訳ございませんでした。 【R7.4.2回答】